平成２４年（フ）第１０７０号
京都市東山区新道通団栗下る上柳町190番地サムティ祇園河原町210号
債務者　鈴木こと　後田　　満
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
兵庫県姫路市飾磨区今在家２丁目26番地４コスモス西飾磨１階102号室
債務者　高原　孝文
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３４号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒116番地飾磨中村コーポＡ－６、従前の住所兵庫県姫路市南車崎２丁目６番６号
債務者　藤原　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市的形町的形字地前817－１　サンリット的形２－201号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区中野田３丁目123番地　リベール姫路中野田公園403号室
債務者　川元美智子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３７号
兵庫県姫路市余部区上川原401番地４、住民票上の住所兵庫県たつの市御津町釜屋564番地５
債務者　平山　豊一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４２２号
広島県東広島市八本松南２丁目15番２号
債務者　泊野　憲司
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９７号
広島市東区矢賀１丁目３番41－５号
債務者　柏本　江美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３８号
広島市安芸区矢野東６丁目11番20―205号
債務者　片山真二こと　崔　　誠烈
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１５号
広島市西区己斐西町28番３－103号
債務者　武田　　龍
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２９号
広島市南区東雲２丁目４番27－３号
債務者　蓮池　洋美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８４号
広島市安佐北区亀山３丁目８番８号
債務者　高宮　　均
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４８号
広島市南区宇品海岸３丁目８番37―202号
債務者　津森　　勝
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９３号
福岡市博多区寿町２丁目５番４－103号
債務者　西山　大介
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８３号
福岡市南区屋形原３丁目43番１－507号
債務者　宅嶋ひとみ
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５５号
福岡市博多区比恵町11番７号
債務者　庄司　健児
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５６号
福岡市博多区比恵町11番７号
債務者　庄司　一代
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６６６号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目12番１号サンビレッジ202号
債務者　川津　勝弘
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７０１号
福岡市中央区草香江２丁目18―13
債務者　森園　輝雄
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部